

諮問庁：独立行政法人水資源機構

諮問日：平成27年12月21日（平成27年（独情）諮問第65号）

答申日：平成28年5月25日（平成28年度（独情）答申第6号）

事件名：特定土地改良区の決算書に記載の「水資源機構かんぱい促進（協）」の趣旨等が分かる規約等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月8日付け27総総第113号により独立行政法人水資源機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）異議申立書

ア 特定土地改良区の運営について、理事会が雇った職員主導の変則的かつ独善的な運営の現状から脱却し、理事会による合法的な運営に改め、適法性・透明性を確保して、組合員の権利を守る。その目標達成のため、精確な開示資料を求める。

※ 本件文書開示の内容により、機構に迷惑をかけることはない。あくまで特定土地改良区の運営及び組織体制の改革推進の参考資料とするため、協力を求める次第である。

イ 特定年月日A、文書開示請求した内容と原処分の開示決定通知書の内容が全く異なる。異議申立人が求めているのは「水資源機構かんぱい促進（協）」に関するものである。

※ 機構特定支所の某課長は、水資源機構かんぱい促進（協）の存在を認めたが、その趣旨・内容については説明を拒否した事実がある。

(2) 意見書

ア 異議申立ての趣旨

特定土地改良区の法令や内部規程に背いた変則的な組織構造と運営により善良な組合員の利益が損なわれている。

異議申立人たちは一組合員として危機感を抱き、特定土地改良区に誤りを認めさせ、自浄力を引き出すための突破口を開く目的で、機構に対し、文書開示請求と異議申立てをしたものである。決して機構を責めるものではない。

イ 特定土地改良区の問題点

(当該部分の記載は省略する。)

ウ 県・機構と特定土地改良区の隣接関係

(当該部分の記載は省略する。)

エ 水資源機構かんぱい促進(協)の存在と疑問点

水資源機構かんぱい促進(協)について、市民オンブズマン、市議会議員等に相談したところ「飲食の会だろう」、「すごい組織だ」といった声がほとんどである。また、資料2の回答書4-4によると名称が水資源機構かんがい排水事業推進協議会にすり替えられている。

それが原処分の文書開示決定通知書の開示する法人文書の名称と一致している。この事実から特定土地改良区と機構との親密すぎる関係が窺える。一般的には該当文書がなければ「該当なし」の回答が妥当と考えられる。

また、機構特定支所に特定年月日B、2人で訪問した際、同所某課長は、水資源機構かんぱい促進(協)について「機構とは関係ない組織」と説明を避けたが、当然その存在は認めていると判断した。更に、特定年月C同課長と面会した際、その存在は認めたが「当方では説明できない」と言われ水資源機構かんがい排水事業推進協議会の話も全くなく、会則も示されなかった(証人あり)。

従って、水資源機構かんぱい促進(協)は、双方にとって不名誉な存在であり、特定土地改良区の問題職員による文書偽装の可能性が大である。

オ 理由説明書について

特定土地改良区・機構の課長共に水資源機構かんぱい促進(協)の存在を認めていたのに、両者が急転否定するのは、全くの心外である。機構の職員は、みなし公務員であり、厳正中立の厳守を期待していたが、言動を翻し、かつ組織ぐるみで特定土地改良区を擁護しようとする理由が全く理解できない。

また、「特定土地改良区に確認したところ、当該記載は水資源機構かんがい排水事業推進協議会の誤謬であったことを確認」とあるが、何

年も同じ名称の記載を繰り返している職員が公開質問時まで誤りに気付かぬのは、不自然である。資料4，平成26・27年の総代会議案書の10頁の写しを添付する。

審議会では、厳正な審査をお願いする。

(意見書の資料は省略する。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立てについて

異議申立人より、機構に対し、「水資源機構かんぱい促進(協)」についての資料その他関係する資料全てについて開示請求(以下「本件開示請求」という。)があった。

機構が承知する限りにおいて、「水資源機構かんぱい促進(協)」に該当する名称の団体・組織等は存在しないため、機構は、異議申立人と連絡を取り、聞き取りを実施したが、明らかにならなかったことから、請求内容から該当すると考えられる「水資源機構かんがい排水事業推進協議会」と解し、文書の特定を行った。

この特定により、法4条2項に基づく補正を行うべく、異議申立人に補正通知書を送付したところ、これに対し、異議申立人より「請求書の内容の一部が欠落し、補正の必要も認められない。開示請求書に基づいての開示をお願いする」との旨の返送(以下「補正通知書の返送」という。)があった。

これを受けて、機構は、補正通知書にて特定した文書の開示決定(原処分)を行ったところ、異議申立人より原処分に対して、その取消しを求めて異議申立てが行われた。

なお、原処分に係る開示の実施は、申立人より法14条2項の申出がなく30日を経過したことから、行っていない。

2 異議申立人の主張について

異議申立人の主張は、請求内容と原処分の内容が全く異なっていること(異議申立人が請求しているのは、「水資源機構かんぱい促進(協)」に関する文書であること。)である。

3 水資源機構かんがい排水事業推進協議会について

水資源機構かんがい排水事業推進協議会は、同協議会会則によれば、機構のかんがい排水事業に関係する受益団体(特定土地改良区等)で構成される団体である。同協議会は機構とは全く別人格の団体であり、機構は同協議会の構成員でもない。

なお、「水資源機構かんぱい促進(協)」に該当する名称の団体・組織等は機構が承知する限りにおいて存在しない。

4 原処分の妥当性について

機構は、本件異議申立ての内容について検討を行った結果、原処分維持

が妥当であると判断した。理由を以下に記す。

(1) 異議申立人が請求しているのは、「水資源機構かんぱい促進(協)」であり、請求内容と原処分の内容が全く異なっていることについて

異議申立人がいう「水資源機構かんぱい促進(協)」については、上記1に記載のとおり、機構は承知していない。

補正通知書の返送を受理した際に添付されていた特定土地改良区特定回通常総代会議案(以下「総代会議案」という。)の10頁に「水資源機構かんぱい促進(協)」との記載があったため、同頁について特定土地改良区に確認したところ、当該記載は水資源機構かんがい排水事業推進協議会の誤謬であることを確認している。

なお、本件異議申立ての理由に「某課長は、水資源機構かんぱい促進(協)の存在を認めた」との記載があることから、当該事務所に事実関係を確認したところ、特定年月日に異議申立人が来所した際、総代会議案を提示しながら問い合わせされたもので、担当課長は、水資源機構かんがい排水事業推進協議会と解して回答したものであり、「水資源機構かんぱい促進(協)」の存在を認めたものではない。

(2) したがって、機構は、異議申立人のいう「水資源機構かんぱい促進(協)」を水資源機構かんがい排水事業推進協議会と解し、同協議会に関連する機構が保有する全ての文書の特定を行ったものであり、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成27年12月21日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成28年1月29日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同年4月25日 | 審議 |
| ⑤ 同年5月23日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、求補正を経て、別紙の2に掲げる本件対象文書を特定し、一部開示決定(原処分)を行った。

異議申立人は、異議申立人が開示を求めているのは「水資源機構かんぱい促進(協)」に関する文書である等として、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書を特定した

経緯等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 機構では、「水資源機構かんぱい促進（協）」について、これに該当する名称の団体・組織等は承知していないため、異議申立人に対し、開示請求内容から該当すると考えられる「水資源機構かんぱい排水事業推進協議会」と解して文書特定する旨を説明し、文書により求補正を行ったが、異議申立人からは、「開示請求書に基づいて開示をお願いする」旨記載された文書の返送があった。

イ また、異議申立人は、特定土地改良区の総代会議案の中に「水資源機構かんぱい促進（協）」との記載がある旨主張していることから、特定土地改良区に当該記載について確認したところ、当該記載は、「水資源機構かんぱい排水事業推進協議会」の誤りであるとのことであった。

ウ 以上の経緯を踏まえ、異議申立人がいう「水資源機構かんぱい促進（協）」は、「水資源機構かんぱい排水事業推進協議会」と解し、機構が保有している同協議会に関連する全ての法人文書を特定した。

エ 念のため、機構本社及び関連する事業所の執務室、倉庫等を探索させたが、「水資源機構かんぱい促進（協）」に関する文書の存在は確認されず、また、本件請求文書に該当すると解される「水資源機構かんぱい排水事業推進協議会」に関する文書は、本件対象文書以外には確認されなかった。

(2) 異議申立人は、文書1ないし文書4はいずれも本件請求文書に該当せず、法人文書開示請求書に記載したとおりの法人文書を特定すべきである旨主張する。

しかしながら、機構において、「水資源機構かんぱい促進（協）」に関する文書は保有しておらず、「水資源機構かんぱい促進（協）」は「水資源機構かんぱい排水事業推進協議会」の誤りであって、本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を特定し、外に該当する文書を保有していないとする諮問庁の説明は、特段、不自然、不合理なものとはいえず、首肯できる。また、法人文書の探索方法・範囲が、特段、不十分であるとは認められない。

したがって、機構において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき法人文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、機構において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

特定土地改良区の平成24・25年度決算書に記載の水資源機構かんばい促進（協）について、同会の趣旨、目的、会費、事務局等の判る規約等及び過去3年間の開催記録、その他関係する資料全て

2 本件対象文書

文書1 水資源機構かんがい排水事業推進協議会会則

文書2 平成26年度水資源機構かんがい排水事業の予算確保等に関する提案書

文書3 平成27年度水資源機構かんがい排水事業の予算確保等に関する提案書

文書4 平成28年度水資源機構かんがい排水事業の予算確保等に関する提案書